

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年8月20日認可した。

平成22年9月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）砂古谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）遠森古池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）興志面地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真野地区